



# 温泉動力装置を更新する前に



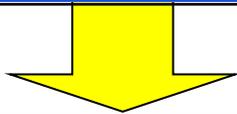
温泉動力装置を更新する場合は、温泉法の規定により 新たに動力装置の許可申請または更新工事届出が必要です。

知らずに法律に違反することのないよう、事前に必ず青森県自然保護課または地域県民局地域健康福祉部（保健所）にご相談ください。

## 新たに許可が必要な行為

- 出力（kw）や段数の増加、動力装置の種類の変更（例：エアリフト→水中ポンプ）や、長期間利用されていなかった源泉を利用する等により、現在の温泉ゆう出量を増加させる行為
- 動力装置を降下させる行為（セット位置を下げる行為）
- ゆう出量の増量を促すためのエア管の延長及び口径を拡大する行為

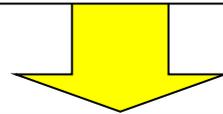
ひとつでも当てはまる場合



新たな許可申請が必要です

ゆう出量等が当初の許可の範囲内でも必要となる場合がありますので、ご注意ください。

当てはまらない場合



工事の届出が必要です

工事に着手する15日前までに、「温泉動力装置の更新工事届出書」を保健所に提出。

温泉資源を保護し利用の適正化を図るため、温泉のゆう出量を増加させる行為を制限しているものです。



## 問い合わせ先

各地域県民局地域健康福祉部保健総室（各保健所生活衛生課）

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| ・東地方保健所生活衛生課  | TEL 017-739-5421         |
| ・弘前保健所生活衛生課   | TEL 0172-33-8521         |
| ・三戸地方保健所生活衛生課 | TEL 0178-27-5111（内線 282） |
| ・五所川原保健所生活衛生課 | TEL 0173-34-2108         |
| ・上十三保健所生活衛生課  | TEL 0176-23-4261         |
| ・むつ保健所生活衛生課   | TEL 0175-31-1388         |
| 青森県庁 自然保護課    | TEL 017-734-9256         |